

事故発生防止のための指針

グループホーム湯舟の里

1 事故対策の基本方針

(1) 事故発生防止に関する基本的な考え方

当施設は、質の高いサービスを提供するために、提供するサービスに対して常に改善を行い、事故防止に努めます。また、事故が発生した場合に、速やかに適切な対応が行えるよう研修(訓練)を実施し、必要な知識の習得に努めます。

(2) リスクマネジメント体制整備

事故防止・対応マニュアルに基づき、ヒヤリハットや介護事故等が発生した場合は、速やかに報告書を作成するとともに、事故カンファレンス、事故防止委員会にてその内容について検討する。

(3) 事故防止委員会設置の目的

施設内での事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高いサービスを提供する体制を整備する。万一事故が発生した場合は、その後の経過対応が速やかに行われ、入居者に最善の対応を提供できることを目的とする。

(4) 事故防止委員会の構成

- ① 施設長
- ② 計画作成者
- ③ 看護職員
- ④ 介護職員
- ⑤ その他(施設長が必要と認めるもの)

(5) 事故防止担当者の選任

事故発生防止にかかる担当者は、管理者をもって充てる。

(6) 事故防止委員会の開催

委員会は、定期的を開催することとし、介護事故発生時の未然防止、再発防止等の検討を行います。事故発生時等必要な際は、随時委員会を開催します。

(7) 事故防止委員会の役割

ア)マニュアル、事故・ヒヤリハット報告書等の整備

介護事故等未然防止のための、マニュアルを定期的に見直し、必要に応じて更新します。事故・ヒヤリハット報告書等の様式についても作成し、定期的に見直し、必要に応じて更新します。

イ)事故・ヒヤリハット報告の分析及び再発防止策の検討

事故・ヒヤリハット報告を分析し、事故発生防止の為の再発防止策を検討します。

ウ)再発防止策の周知徹底

イ)によって検討された再発防止策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

2 事故防止のための職員研修に関する基本方針

事故発生防止の基本的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、事故発生防止に関する職員への教育・研修を職員採用時に行うとともに、事故防止に関して年2回の職員研修を実施する。

3 介護事故発生時の対応に関する基本方針

(1) 入居者への対応・事故処理

介護保険サービスを提供する上で事故が発生した場合、施設は入居者に対し必要な措置を講じる等、速やかな対応と迅速・適切な事故処理を行う。また事故の状況及び事故に際して採った処置については必ず記録し、損害賠償の責を負う事態に対処するため、損害賠償保険に加入する。

(2) 家族等に対する連絡・説明

家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。また、事故の発生状況等については、適切な説明が迅速に行えるよう努める。

①事故発生状況及び施設職員の対応状況

②事故の発生原因及びその再発防止策

③事故による損害が発生している場合においては、施設の損害賠償の有無

(3) 保険者等への連絡

保険者等への報告対象事故の場合は、速やかに定められた様式で報告を行う。

4 介護事故発生防止のための取り組み

介護事故発生防止のために、事故防止委員会にてヒヤリハット・インシデントレポートを集計し、介護事故等の発生時の状況等を分析することにより、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知した上で実施する。有効性が認められない場合は、再度事故防止委員会にて検討する。

5 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

附則

令和6年4月1日施行